

## 五泉市立図書館公衆無線LAN利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、五泉図書館（以下「図書館」という。）の利用者の利便性の向上を図るために整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (管理責任者の設置等)

第2条 無線LANの適正な管理を行うため、無線LAN管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

2 管理責任者は、図書館長をもって充てる。

### (サービスの内容)

第3条 無線LANを利用できる者（以下「利用者」という。）は次条に規定する場所において無線LANを利用してインターネットに接続することができる。

### (利用場所及び利用時間)

第4条 無線LANの利用場所及び時間は次のとおりとする。ただし、無線LAN機器の状態により、利用場所内であっても利用できない場合がある。

(1) 利用場所 五泉市立図書館

(2) 利用時間 各施設の開館時間内

2 管理責任者が必要と認める場合、利用時間を変更することができるものとする。

### (無線LANの利用)

第5条 本サービスの利用は、本規約に同意した利用者に対して認めるものとし、本サービスの利用をもってこれらに同意したものとみなす。

2 Wi-Fi機能を搭載したパソコン等（Wi-Fi機器を含む。）は、利用者が準備するものとする。

3 利用者が利用するパソコン等及びその付属機器等に供給する電源は、原則利用者が用意するものとする。

4 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法律等を遵守しなければならない。

5 無線LANの利用料金は無料とする。

6 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用の停止)

第6条 管理責任者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 第7条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号にあげる場合のほか、本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であると管理責任者が判断した場合

(禁止事項)

第7条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは図書館の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
  - (2) 他の利用者、第三者若しくは図書館の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
  - (3) 前2号にあげる場合のほか、他の利用者若しくは図書館に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
  - (4) 誹謗中傷する行為
  - (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
  - (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為若しくはそのおそれのある行為
  - (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
  - (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
  - (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを無線 LAN を通じて、又は無線 LAN に関して使用若しくは提供する行為
  - (10) 通信販売、連鎖犯罪取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
  - (11) ファイル共有ソフトの使用及び著しく大量なデータの通信
  - (12) ゲーム・電子商取引等公共の施設では相応しくない行為
  - (13) 前各号にあげるもののほか、法令に違反し、若しくは違反のおそれのある行為又は図書館が不適切であると判断する行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって図書館、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合、利用者は、利用後であっても全ての法的責任を負うものとし、図書館は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第8条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線 LAN の利用を中止できるものとする。

- (1) 無線 LAN のシステムの保守又は工事を定期的若しくは緊急に行う場合
  - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線 LAN の運用が通常どおりできなくなった場合
  - (3) 無線 LAN のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事情がある場合
  - (4) その他管理責任者が無線 LAN の運営上、一時的な中断が必要であると判断した場合
- 2 無線 LAN の利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、図書館は、一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第9条 管理責任者は、無線 LAN のサービスの内容及び利用者が無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有効性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線 LAN サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えいその他無線 LAN に関して発生した利用者の損害について、図書館は、一切の責任を負わないものとする。
- 3 無線 LAN への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。無線 LAN 接続可能機器の種類、OS、ソフトウェア、Web ブラウザ等によって、無線 LAN を利用できない場合があっても、図書館は、一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、図書館は、一切の責任を負わないものとする。
- 5 管理責任者は、無線 LAN の適切な利用を図るため、特定の Web サイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(本規約の変更)

第10条 管理責任者は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

本規定は、令和5年9月30日から施行する。